

葛飾区トップアスリート支援事業助成金交付要綱

30葛教ス第430号
平成30年11月26日
区長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、葛飾区トップアスリート（以下「トップアスリート」という。）の競技活動に必要な経費を助成し、支援することで、トップアスリートの競技力向上及び葛飾区民のスポーツへの関心を高め、もって区内のスポーツの振興及び発展に寄与することを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱による助成金（以下「助成金」という。）の対象者（以下「対象者」という。）は、葛飾区トップアスリートの認定に関する要綱（平成30年11月26日付け30葛教ス第430号区長決裁）に基づき認定されたトップアスリートとする。

(対象活動)

第3条 助成金の対象となる競技活動（以下「対象活動」という。）は、トップアスリートが実施する競技の練習、試合及び合宿とする。

(助成対象経費)

第4条 助成金の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、対象活動に要する経費であって、次に掲げるものとする。

- (1) 交通費（試合又は合宿に係る移動に要する経費をいう。）
- (2) 宿泊費（試合又は合宿に係る宿泊に要する経費をいう。）
- (3) 遠征費（試合又は合宿の参加に要する経費をいう。）
- (4) 会場使用料（練習に係る会場の使用に要する経費をいう。）
- (5) 報償費（対象活動に係る指導者への謝礼に要する経費をいう。）
- (6) 消耗品費（対象活動に係る消耗品（単価10万円未満のものをいう。）の購入に要する経費をいう。）
- (7) 備品費（対象活動に係る備品（単価10万円以上のものをいう。）の購入に要する経費をいう。）
- (8) 通信運搬費（対象活動に係る郵送、電話、インターネット回線利用等の通信及び物品の輸送に要する経費をいう。）
- (9) その他葛飾区長（以下「区長」という。）が特に必要と認める経費

2 前項の規定にかかわらず、国、他の地方公共団体又はスポーツ協会等が実施する同種の助成金交付事業の制度の対象となった経費は、助成対象経費としない。

(助成金の額)

第5条 助成金は、トップアスリート1人当たり、1年度中30万円を上限とする。

2 助成金の交付の額は、助成対象経費の支出額と30万円とを比較していずれか低い額とする。

(助成金の交付申請)

第6条 対象者は、助成金を受けようとするときは、葛飾区トップアスリート支援事業助成金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、区長が別に定める日までに、区長に申請しなければならない。

(1) 助成対象経費の支出の根拠となる領収書及び内訳書(第1号の2様式)

(2) 大会要領、事業計画書等の前号の支出の内容を確認できる資料

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、前条第1項に規定する助成金の額の上限額に達するまで複数回行うことができる。

(審査及び交付決定)

第7条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付することが適当と認めるときは、葛飾区トップアスリート支援事業助成金交付決定通知書(第2号様式)により、不適当と認めるときは、葛飾区トップアスリート支援事業助成金不交付決定通知書(第3号様式)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(請求及び交付)

第8条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者(以下「助成決定者」という。)は、葛飾区トップアスリート支援事業助成金請求書(第4号様式)により、助成金の交付を区長に請求するものとする。

2 区長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに助成金を助成決定者に交付するものとする。

(決定の取消し及び返還)

第9条 区長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付の決定を受けたとき。

(2) 助成金の交付決定について取消しの申出があったとき。

(3) この要綱又は葛飾区補助金等交付規則(昭和40年葛飾区規則第55号)の規定に違反したとき。

(4) その他区長が助成することが適当でないとき。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、葛飾

区トップアスリート支援事業助成金取消及び返還通知書（第5号様式）により助成決定者に通知するとともに、既に交付している助成金の全部又は一部を返還させなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めのない事項については、葛飾区補助金等交付規則の定めるところによるものとし、その他この要綱の施行に関し必要な事項は、教育次長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年11月26日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の葛飾区トップアスリート支援事業助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申請があったものについて適用し、同日前に申請があったものについては、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の際、改正前の第1号様式から第5号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。